

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則（平成16年度室工大規則第5号。以下「選考規則」という。）第13条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学の学長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(学長候補適任者の推薦)

第2条 学長候補適任者の推薦は、別に定める学長候補適任者推薦書（以下「推薦書」という。）及び推薦者名簿により行う。

- 2 学長候補適任者の推薦は、推薦される者の同意を得なければならない。
- 3 学長候補適任者に推薦される者は、別に定める同意書、履歴書、所信表明書及び個人情報の提供にかかる同意書を学長選考・監察会議が定める日までに提出しなければならない。
- 4 推薦書及び推薦者名簿に記載された学長候補適任者又は推薦者が特定できない場合は、当該推薦を無効とする。
- 5 推薦の受付期間は、学長選考・監察会議が定めるところによる。

(意向聴取管理委員会の設置及び業務)

第3条 学長選考・監察会議は、意向聴取を実施するに当たり、速やかに意向聴取管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、選考規則第7条に規定する意向聴取の実施に関する業務を行う。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 領域長
 - (2) 学科長
 - (3) 事務局長
 - (4) 技術部長
- 2 委員の互選による委員長を置く。
 - 3 委員会の事務は、総務広報課において処理する。

(意向聴取有資格者の名簿)

第5条 委員会は、選考規則第8条に規定する意向聴取資格を有する者（以下「意向聴取有資格者」という。）の名簿を作成し、意向聴取を行う期日を通知した日から意向聴取開始の時まで、事務局に保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 前項の名簿に疑義のあるときは、意向聴取日の2日前までに、その旨を委員会に申し出なければならない。

(意向聴取の公示及び通知)

第6条 委員会は、意向聴取を行う期日を公示し、かつ、次項に掲げる事項を文書をもって通知しなければならない。

- 2 前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載し、意向聴取期日の7日前までに行うものとする。
 - (1) 意向聴取対象者氏名（五十音順）
 - (2) 意向聴取の日時及び場所
 - (3) 意向聴取の方法
 - (4) 意向聴取対象者の履歴書及び所信表明書
 - (5) その他必要な事項

(意向聴取)

第7条 意向聴取は、委員会の定める投票用紙により行う。

- 2 意向聴取は、単記無記名投票により行う。
- 3 意向聴取有資格者が投票しようとする場合には、あらかじめ委員会から配布された入場券を、委員に提示しなければならない。
- 4 委員は、提示された入場券を名簿と照合のうえ、投票用紙を交付する。
- 5 選考規則第9条の規定に基づく不在投票は、意向聴取期日の前日までに、委員2名以上立会のう

え行う。

6 前項の規定により、意向聴取有資格者が不在投票しようとする場合には、委員会に文書をもって届け出なければならない。

(開票)

第8条 委員会は、意向聴取終了後、ただちに投票場において開票を行う。

(投票の効力)

第9条 意向聴取において、次の各号に掲げる投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 氏名の確認し難いもの

(3) 何らの記載のないもの(白票)

(4) 所定の事項以外の事項を記載したもの。ただし、職業、敬称等は、この限りでない。

2 前項各号に定めるもののほか、投票の効力に疑義が生じたときは、委員会が判断する。

(意向聴取にかかる事務)

第10条 この規則に定めるもののほか、意向聴取にかかる事務については委員会に専決させる。

(意向聴取の結果の報告)

第11条 委員会は、意向聴取が終了したときは、速やかに意向聴取の結果を学長選考・監察会議に文書をもって報告しなければならない。

(学長選考・監察会議委員等が意向聴取対象者となった場合の措置)

第12条 学長選考・監察会議委員が意向聴取対象者となったときは、当該学長選考・監察会議委員としての資格を失うものとし、直ちに補欠の当該学長選考・監察会議委員を選出しなければならない。

2 第4条の各号の者が意向聴取対象者となったときは、委員会の委員になることはできない。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度室工大細則第2号)

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年度室工大細則第7号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年度室工大細則第2号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年度室工大細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。